

ごみの分別区分・収集日等の変更（案）について

市民環境部環境課

令和6年（2024年）4月から始まるごみの焼却処理に伴い、可燃ごみ・不燃ごみ等のごみの分別区分を変更する必要があることから、収集を行う曜日や1日に収集する品目数を変更するなど収集運搬体制の見直しを行う予定です。

1 分別区分の変更について

焼却処理の開始に伴い、分別区分を下記のとおり変更する予定です。



2 収集日等の変更について

分別区分の変更に伴う収集日等の変更については、下記の4点を考慮して設定しています。

（1）分別の促進

「可燃ごみ」と「生ごみ」の収集日が同じ場合、少量であれば「生ごみ」を「可燃ごみ」に入れてしまう恐れがあるので、「可燃ごみ」と「生ごみ」は別の日に、また、排出量（容量）が多い「プラスチック製容器包装ごみ」も「可燃ごみ」と別の日に収集することで分別を促進します。

（2）ごみステーション管理のしやすさ

1日に収集する品目数をこれまでより少なくすることにより、ごみステーションの大きさや敷地が小さくても済むようになり、ごみステーション管理の負担を軽減します。

（3）収集作業の効率化

1日に多数の品目を収集する場合、ごみステーションにおいて収集員がごみの選り分け作業に多くの時間と労力が必要になります。1日に収集する品目数を少なくすることで収集時の選り分け作業が簡略化され、収集効率が高まります。

（4）土曜日収集の廃止（月曜日から金曜日まで毎日何らかのごみを収集）

- ①土曜日収集地区の市民から、多くの方々にとって休みの日である土曜日収集は廃止し、平日の収集にしてほしいという声があります。
- ②土曜日の大曲地区の渋滞による収集運搬効率の低下を回避します。
- ③土曜日収集を行っている自治体が減少しており、収集員の働き方改革を推進することで収集員の担い手不足を解消します。

3 新たな家庭ごみの収集日等について

現在の収集運搬体制と広域化後の収集運搬体制（案）については、下記のとおりです。

現在の収集運搬体制

	月	火	水	木	金	土	日
月・木地区 西の里地区 東部地区の一部	①普通ごみ ②破碎しないごみ ③危険ごみ ④紙製容器包装 ⑤新聞・雑誌 ⑥紙パック ⑦生ごみ ⑧有害ごみ			①普通ごみ ②プラ製容器包装 ③びん・缶・ペット ④生ごみ			
火・金地区 東部地区の一部 団地地区		①普通ごみ ②破碎しないごみ ③危険ごみ ④紙製容器包装 ⑤新聞・雑誌 ⑥紙パック ⑦生ごみ ⑧有害ごみ			①普通ごみ ②プラ製容器包装 ③びん・缶・ペット ④生ごみ		
水・土地区 大曲地区 西部地区			①普通ごみ ②破碎しないごみ ③危険ごみ ④紙製容器包装 ⑤新聞・雑誌 ⑥紙パック ⑦生ごみ ⑧有害ごみ			①普通ごみ ②プラ製容器包装 ③びん・缶・ペット ④生ごみ	

広域化後の収集運搬体制（案）

	月	火	水	木	金	土	日
第1地区 西の里地区 大曲地区 西部地区	①可燃ごみ ②紙製容器包装 ③新聞・雑誌 ④紙パック	①生ごみ ②不燃ごみ	①プラ製容器包装 ②段ボール	①可燃ごみ ②びん・缶・ペット	①生ごみ ②危険ごみ ③有害ごみ		
第2地区 団地地区 東部地区	①生ごみ ②不燃ごみ	①可燃ごみ ②紙製容器包装 ③新聞・雑誌 ④紙パック		①生ごみ ②危険ごみ ③有害ごみ	①可燃ごみ ②びん・缶・ペット		

